

令和5年3月9日

## 公 告

分任支出負担行為担当官  
陸上自衛隊北海道補給処  
調達会計部長 早瀬 英俊

一般競争入札について下記のとおり実施するので、陸上自衛隊が示す「入札及び契約心得（令和4年3月24日）」等関係事項を承諾のうえ参加されたい。

### 記

#### 1 競争入札に付する事項

##### (1) 品名等

| 品名、規格、単位、数量               |
|---------------------------|
| 燃料計量機据付ほか8件 別紙第1「内訳書」のとおり |

(2) 納期 令和5年12月28日

(3) 納地 別紙第1「内訳書」のとおり

#### 2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和4年度有効の全省庁統一競争参加資格「役務の提供等」「A」、「B」又は「C」の格付を保有し、北海道地域に競争参加資格を有する者であること。

(4) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(5) 別紙第2「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しない者であること。

#### 3 契約条項等を示す場所

契約条項及び「入札及び契約心得」については、北海道補給処調達会計部に掲示するほか、北海道補給処ホームページにも掲載する。

#### 4 競争入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和5年3月23日（木）10時00分

(2) 場所 陸上自衛隊北海道補給処駐屯地隊員食堂

#### 5 落札決定方法

(1) 品目別総額により決定する。

(2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、同額の場合は抽選とする。

## 6 保証金に関する事項

### (1) 入札保証金は免除する。

ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従った契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

### (2) 契約保証金は免除する。

ただし、契約者が「入札及び契約心得」に従った契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10を違約金として徴収する。

## 7 入札の無効

### (1) 第2項に示した競争に参加するために必要な資格のない者がした入札

### (2) 入札に関する条件に違反した入札

### (3) 入札金額、入札者及び担当者氏名、連絡先の記載がない入札書

### (4) 入札開始時刻に遅れたもの、又は郵便入札において本公告に示す期限を過ぎて到着した入札書

### (5) 電話、電報及びFAXによる入札

### (6) 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

## 8 契約書の作成

落札決定後、関係法令等に基づき契約書を作成し、役務請負契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項を付する。

## 9 その他

### (1) 入札書は指定した書式を使用する。

### (2) 入札書の記載要領等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。）を加算した金額をもって契約価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載する。

なお、落札決定は、消費税抜きの金額で発表する。

### (3) 郵便入札

#### ア 郵便による入札参加を推奨（コロナウイルス感染防止のため）

#### イ 郵便入札の要領等

##### (ア) 送付先

〒061-1393 恵庭市西島松308

陸上自衛隊北海道補給処調達会計部契約課

##### (イ) 送付期限

令和5年3月22日（水）17時00分（必着）

- (ウ) 送付要領
  - a 入札書は、「燃料計量機据付ほか8件」と朱書された小封筒の中に入れて封印をする。
  - b 上記aの入札書が入った小封筒と資格決定通知書(写)を郵送用封筒に入れて配達ができる郵便又はメール便にて送付する。
- (イ) 到着の確認
  - 郵送入札を行う者は、発送した後契約課担当者に到着の確認を行うものとする。
- (4) 再度入札
  - ア 郵便による入札者がいない場合、直ちに実施する。
  - イ 郵便による入札者がいる場合
    - (ア) 再度入札の実施日時
      - 令和5年3月28日(火)13時00分
    - (イ) 郵便入札の要領
      - a 送付期限
        - 令和5年3月27日(月)17時00分(必着)
      - b その他の要領
        - 初度の入札と同様
- (5) 資格決定通知書に関し、本年度初めて当補給処の入札に参加する者又は記載内容に変更のあった者は、当該「写」を入札開始までに提出する。(FAX可)
- (6) 代表者以外の入札者は、委任状を入札開始までに提出すること。
- (7) 入札に関する問い合わせ先
  - ア 物品及び仕様等に関する事項
    - 陸上自衛隊北海道補給処調達会計部契約課(担当:成田)
    - 電話 0123-36-8611(内線5257)
- (8) 公告掲示場所
  - ア 掲示板
    - (ア) 島松駐屯地
    - (イ) 恵庭、千歳、札幌各商工会議所
  - イ 北海道補給処ホームページ
    - <http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/nadep/dep.html>
- (9) 公告掲示期間
  - 令和5年3月9日~令和5年3月23日

## 内訳書

| No. | 品名      | 規格               | 単位 | 数量 | 納地     |
|-----|---------|------------------|----|----|--------|
| 1   | 燃料計量機据付 | 仕様書及び調達要領指定書のとおり | ST | 1  | 美幌駐屯地  |
| 2   | 燃料計量機据付 | ”                | ST | 1  | 幌別駐屯地  |
| 3   | 燃料計量機据付 | ”                | ST | 2  | 札幌駐屯地  |
| 4   | 燃料計量機据付 | ”                | ST | 1  | 東千歳駐屯地 |
| 5   | 燃料計量機据付 | ”                | ST | 1  | 美唄駐屯地  |
| 6   | 燃料計量機据付 | ”                | ST | 1  | 鹿追駐屯地  |
| 7   | 燃料計量機据付 | ”                | ST | 1  | 沼田分屯地  |
| 8   | 燃料計量機据付 | ”                | ST | 1  | 白老駐屯地  |
| 9   | 燃料計量機据付 | ”                | ST | 1  | 釧路駐屯地  |

## 装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

- 1 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

## (1) 資本関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更生法、（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

## (2) 人的関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更生会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

- (3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の設置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

| 陸 上 自 衛 隊 仕 様 書 |             |             |
|-----------------|-------------|-------------|
| 物品番号            | 仕 様 書 番 号   |             |
| 需品器材 据付役務       | NQ-Z200007E |             |
|                 | 防衛大臣承認      | 平成 年 月 日    |
|                 | 作 成         | 平成15年10月27日 |
|                 | 変 更         | 平成30年 8月 7日 |
|                 | 作成部隊等名      | 北 海 道 補 給 処 |

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、北海道補給処において実施する需品器材の装備品等の据付役務について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001による。

### 1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

## 2 役務に関する要求

### 2.1 役務の内容

役務の内容は、需品器材の据付、調整などとし、細部は調達要領指定書によって指定する。

### 2.2 据付器材

据付器材は、官給するものとし、調達要領指定書によって指定する。

### 2.3 役務場所

役務場所は、陸上自衛隊駐（分）屯地（以下、“駐屯地”という。）とし、細部は調達要領指定書によって指定する。

### 2.4 使用材料

据付に必要な使用材料は、契約の相手方が準備するものとする。

### 2.5 据付要領など

据付要領及び据付に関する技術的な諸調整は、据付器材製造者の技術的指導を受けた上で契約の相手方の責任において実施するものとする。

### 2.6 外観

据付後の外観は、使用上有害なきず、割れ、まくれその他の欠陥がなく、各部の仕上がりは、異状のないものとする。

### 2.7 機能試験

据付後、官側立会において、機能試験を実施するものとし、正常な作動状況であることを確認の上、引渡しを行うものとする。

## 2.8 品質保証期間

品質保証期間は、完成検査合格の日から1年間とする。

## 3 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

## 4 その他の指示

### 4.1 提出書類

契約の相手方が監督官等に提出する書類の基準は、次によるが、細部提出要領については監督官等の指示によるものとする。

- a) 契約の相手方は、契約締結後速やかに、作業工程表を提出するものとする。
- b) 契約の相手方は、監督官等が示す使用材料について、試験成績書を作成し提出するものとする。
- c) 契約の相手方は、表1による役務の履行状況が確認できる写真を提出するものとする。

表1—役務写真

| 分類  | 規格     | 部数  | 注記   |
|-----|--------|-----|--|
| 施工前 | カラーサービ | 各1部 | 1 ネガ又は電子記憶媒体を共に提出する。<br>2 ネガを提出する場合は、ネガアルバムに綴じるものとする。<br>3 撮影箇所は、監督官等の指示する場所とする。 |
| 施工中 | ス版（アルバ |     |  |
| 施工後 | ム綴）    |     |  |

### 4.2 保全

#### 4.2.1 駐屯地への立入り要領

駐屯地への立入り要領は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、次による。

- a) 駐屯地所定の立入手続を行うものとする。
- b) 駐屯地の中で作業を行う場合、駐屯地内での行動（入門手続き、火気取扱い、作業用通路など）は、当該駐屯地等の規則及び駐屯地関係者の指示を厳守して行うものとし、作業地域以外への立入りを禁止する。

なお、やむを得ず当該地域以外への立入りを必要とする場合には、所定の手続を行うものとする。

#### 4.2.2 秘密保全

秘密保全は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、次による。

- a) 契約の相手方は、本契約の履行に当たり、直接又は間接に関わらず知り得た事項の管理に万全を期すとともに、別途利用、その他への公表等は契約担当官等の承認なく行ってはならない。また、本契約後も同様とする。
- b) 契約の相手方は、据付場所が官側の施設内の場合において写真などの撮影を官側の許可なく行ってはならない。

### 4.3 安全管理

契約の相手方は、必要に応じて保安灯及び柵などの危険防止のための措置を講ずるなど、安全管理を徹底するものとする。

### 4.4 その他の留意事項

その他の留意事項は、次によるほか、特に必要とする場合は調達要領指定書によって指定する。

- a) 役務履行で発生した梱包材等は、契約の相手方が処分するものとする。

- b) 駐屯地内の施設等に損傷を与えないように十分注意して施工するものとし、万一損傷を与えた場合は、速やかに監督官等及び駐屯地管理者に報告するとともに、契約の相手方の負担において原形に復旧するものとする。
- c) 役務終了時には、整理・清掃を確実に行うとともに、仮設物等の撤去を役務期間内に完了しなければならない。
- d) 作業の実施に当たっては、午前8時15分から午後5時までの平日を基準とし、その時間を超える場合は、駐屯地管理者との調整によって所要の手続をとるものとする。

#### 4.5 仕様書・役務に関する疑義

仕様書及び役務に関する疑義は、次による。

- a) この仕様書の内容について疑義が生じた場合は、すべて契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。
- b) 役務の細部について疑義が生じた場合は、監督官等の指示を受けるものとする。



|           |                       |                       |
|-----------|-----------------------|-----------------------|
| 調達要領指定書   | 発 簡 番 号               | 4 0 0 1               |
|           | 調 達 要 求 番 号           | 2 M C Q 1 A K 0 0 0 7 |
|           | 調 達 要 求 年 月 日         | 令 和 5 年 3 月 3 日       |
|           | 作 成 部 隊               | 装 備 計 画 部 需 品 課       |
|           | 作 成 年 月 日             | 令 和 5 年 2 月 2 8 日     |
| 品 名       | 燃料計量機据付               |                       |
| 仕 様 書 番 号 | N Q - Z 2 0 0 0 0 7 E |                       |

指定事項：次について、仕様書を補足する。

## 2.1 役務の内容

### a) 撤去及び据付

- 1) 既存燃料計量機を燃料計量機据付場所より撤去、残油の抜き取り及び処分
- 2) 撤去器材を官側の指定する場所に搬入
- 3) 新規燃料計量機（官給品）を燃料計量機据付場所に据付
- 4) 新規燃料計量機の下配管加工

### b) 電気設備

- 1) ブレーカー開閉作業
- 2) 既存燃料計量機の配線撤去
- 3) 新規燃料計量機の結線

### c) 消防法に基づく申請等

- 1) 危険物貯蔵所変更許可申請
- 2) 危険物貯蔵所完成検査申請
- 3) 危険物貯蔵所仮使用申請
- 4) その他、本役務に必要な申請等

## 2.2 据付器材

据付器材は、官給品とし、品名は、燃料計量機、地下タンク用、単相、物品番号 4 9 3 0 - 1 6 1 - 5 5 7 8 - 5、メーカー、（株）タツノ、MAS111111 官給品の引渡しは、役務場所において実施

## 2.3 役務場所

美幌駐屯地（美幌駐屯地業務隊）

〒092-8501

北海道網走郡美幌町字田中国有地

電話番号（0152）73-2114 内線（321）

細部の据付場所は、官側の指定する場所とする。

|           |               |             |
|-----------|---------------|-------------|
| 調達要領指定書   | 発 簡 番 号       | 4 0 0 2     |
|           | 調 達 要 求 番 号   | 2MCQ1AK0008 |
|           | 調 達 要 求 年 月 日 | 令和5年3月3日    |
|           | 作 成 部 隊       | 装備計画部需品課    |
|           | 作 成 年 月 日     | 令和5年2月28日   |
| 品 名       | 燃料計量機据付       |             |
| 仕 様 書 番 号 | NQ-Z200007E   |             |

指定事項：次について、仕様書を補足する。

## 2.1 役務の内容

### a) 撤去及び据付

- 1) 既存燃料計量機を燃料計量機据付場所より撤去、残油の抜き取り及び処分
- 2) 撤去器材を官側の指定する場所に搬入
- 3) 新規燃料計量機（官給品）を燃料計量機据付場所に据付
- 4) 新規燃料計量機の下配管加工

### b) 電気設備

- 1) ブレーカー開閉作業
- 2) 既存燃料計量機の配線撤去
- 3) 新規燃料計量機の結線

### c) 消防法に基づく申請等

- 1) 危険物貯蔵所変更許可申請
- 2) 危険物貯蔵所完成検査申請
- 3) 危険物貯蔵所仮使用申請
- 4) その他、本役務に必要な申請等

## 2.2 据付器材

据付器材は、官給品とし、品名は、燃料計量機、地下タンク用、単相、物品番号  
4930-161-5578-5、メーカー、（株）タツノ、MAS11111  
官給品の引渡しは、役務場所において実施

## 2.3 役務場所

幌別駐屯地（幌別駐屯地業務隊）

〒059-0024

北海道登別市緑町3-1

電話番号（0143）85-2011 内線（321）

細部の据付場所は、官側の指定する場所とする。

|           |               |             |
|-----------|---------------|-------------|
| 調達要領指定書   | 発 簡 番 号       | 4 0 0 3     |
|           | 調 達 要 求 番 号   | 2MCQ1AK0009 |
|           | 調 達 要 求 年 月 日 | 令和5年3月3日    |
|           | 作 成 部 隊       | 装備計画部需品課    |
|           | 作 成 年 月 日     | 令和5年2月28日   |
| 品 名       | 燃料計量機据付       |             |
| 仕 様 書 番 号 | NQ-Z200007E   |             |

指定事項：次について、仕様書を補足する。

## 2.1 役務の内容

### a) 撤去及び据付

- 1) 既存燃料計量機を燃料計量機据付場所より撤去、残油の抜き取り及び処分
- 2) 撤去器材を官側の指定する場所に搬入
- 3) 新規燃料計量機（官給品）を燃料計量機据付場所に据付
- 4) 新規燃料計量機の下配管加工

### b) 電気設備

- 1) ブレーカー開閉作業
- 2) 既存燃料計量機の配線撤去
- 3) 新規燃料計量機の結線

### c) 消防法に基づく申請等

- 1) 危険物貯蔵所変更許可申請
- 2) 危険物貯蔵所完成検査申請
- 3) 危険物貯蔵所仮使用申請
- 4) その他、本役務に必要な申請等

## 2.2 据付器材

据付器材は、官給品とし、品名は、燃料計量機、地下タンク用、単相、物品番号4930-161-5578-5、数量2台（軽油、ガソリン）メーカー、（株）タツノ、MAS11111官給品の引渡しは、役務場所において実施

## 2.3 役務場所

札幌駐屯地（札幌駐屯地業務隊）

〒064-8510

北海道札幌市中央区南26条西10丁目1-1

電話番号（011）511-7116 内線（4041）

細部の据付場所は、官側の指定する場所とする。

|           |               |             |
|-----------|---------------|-------------|
| 調達要領指定書   | 発 簡 番 号       | 4 0 0 4     |
|           | 調 達 要 求 番 号   | 2MCQ1AK0010 |
|           | 調 達 要 求 年 月 日 | 令和5年3月3日    |
|           | 作 成 部 隊       | 装備計画部需品課    |
|           | 作 成 年 月 日     | 令和5年2月28日   |
| 品 名       | 燃料計量機据付       |             |
| 仕 様 書 番 号 | NQ-Z200007E   |             |

指定事項：次について、仕様書を補足する。

## 2.1 役務の内容

### a) 撤去及び据付

- 1) 既存燃料計量機を燃料計量機据付場所より撤去、残油の抜き取り及び処分
- 2) 撤去器材を官側の指定する場所に搬入
- 3) 新規燃料計量機（官給品）を燃料計量機据付場所に据付
- 4) 新規燃料計量機の下配管加工

### b) 電気設備

- 1) ブレーカー開閉作業
- 2) 既存燃料計量機の配線撤去
- 3) 新規燃料計量機の結線

### c) 消防法に基づく申請等

- 1) 危険物貯蔵所変更許可申請
- 2) 危険物貯蔵所完成検査申請
- 3) 危険物貯蔵所仮使用申請
- 4) その他、本役務に必要な申請等

## 2.2 据付器材

据付器材は、官給品とし、品名は、燃料計量機、地下タンク用、三相（標準型）、物品番号4930-161-9276-5、メーカー：（株）タツノ、MAA111111官給品の引渡しは、役務場所において実施

## 2.3 役務場所

東千歳駐屯地（東千歳駐屯地業務隊）

〒066-8577

北海道千歳市祝梅1016

電話番号（0123）23-5131 内線（3351）

細部の据付場所は、官側の指定する場所とする。

|           |               |             |
|-----------|---------------|-------------|
| 調達要領指定書   | 発 簡 番 号       | 4 0 0 5     |
|           | 調 達 要 求 番 号   | 2MCQ1AK0011 |
|           | 調 達 要 求 年 月 日 | 令和5年3月3日    |
|           | 作 成 部 隊       | 装備計画部需品課    |
|           | 作 成 年 月 日     | 令和5年2月28日   |
| 品 名       | 燃料計量機据付       |             |
| 仕 様 書 番 号 | NQ-Z200007E   |             |

指定事項：次について、仕様書を補足する。

## 2.1 役務の内容

### a) 撤去及び据付

- 1) 既存燃料計量機を燃料計量機据付場所より撤去、残油の抜き取り及び処分
- 2) 撤去器材を官側の指定する場所に搬入
- 3) 新規燃料計量機（官給品）を燃料計量機据付場所に据付
- 4) 新規燃料計量機の下配管加工

### b) 電気設備

- 1) ブレーカー開閉作業
- 2) 既存燃料計量機の配線撤去
- 3) 新規燃料計量機の結線

### c) 消防法に基づく申請等

- 1) 危険物貯蔵所変更許可申請
- 2) 危険物貯蔵所完成検査申請
- 3) 危険物貯蔵所仮使用申請
- 4) その他、本役務に必要な申請等

## 2.2 据付器材

据付器材は、官給品とし、品名は、燃料計量機、地下タンク用、三相（高速型）、物品番号4930-161-8854-5、メーカー、（株）タツノ、MAA11112  
官給品の引渡しは、官側の指定する場所において実施

## 2.3 役務場所

美唄駐屯地（美唄駐屯地業務隊）

〒072-0821

北海道美唄市南美唄町上1条4丁目

電話番号（0126）62-7141 内線（321）

細部の据付場所は、官側の指定する場所とする。

|           |               |             |
|-----------|---------------|-------------|
| 調達要領指定書   | 発 簡 番 号       | 4 0 0 6     |
|           | 調 達 要 求 番 号   | 2MCQ1AK0012 |
|           | 調 達 要 求 年 月 日 | 令和5年3月3日    |
|           | 作 成 部 隊       | 装備計画部需品課    |
|           | 作 成 年 月 日     | 令和5年2月28日   |
| 品 名       | 燃料計量機据付       |             |
| 仕 様 書 番 号 | NQ-Z200007E   |             |

指定事項：次について、仕様書を補足する。

## 2.1 役務の内容

### a) 撤去及び据付

- 1) 既存燃料計量機を燃料計量機据付場所より撤去、残油の抜き取り及び処分
- 2) 撤去器材を官側の指定する場所に搬入
- 3) 新規燃料計量機（官給品）を燃料計量機据付場所に据付
- 4) 新規燃料計量機の下配管加工

### b) 電気設備

- 1) ブレーカー開閉作業
- 2) 既存燃料計量機の配線撤去
- 3) 新規燃料計量機の結線

### c) 消防法に基づく申請等

- 1) 危険物貯蔵所変更許可申請
- 2) 危険物貯蔵所完成検査申請
- 3) 危険物貯蔵所仮使用申請
- 4) その他、本役務に必要な申請等

## 2.2 据付器材

据付器材は、官給品とし、品名は、燃料計量機、地下タンク用ノンスペース型（高速型）、物品番号4930-161-9003-5、メーカー、（株）タツノ、MAA11112

官給品の引渡しは、役務場所において実施

## 2.3 役務場所

鹿追駐屯地（鹿追駐屯地業務隊）

〒081-0294

北海道河東郡鹿追町笹川北12線10番地

電話番号（0156）66-2211 内線（321）

細部の据付場所は、官側の指定する場所とする。

|           |               |             |
|-----------|---------------|-------------|
| 調達要領指定書   | 発 簡 番 号       | 4 0 0 7     |
|           | 調 達 要 求 番 号   | 2MCQ1AK0013 |
|           | 調 達 要 求 年 月 日 | 令和5年3月3日    |
|           | 作 成 部 隊       | 装備計画部需品課    |
|           | 作 成 年 月 日     | 令和5年2月28日   |
| 品 名       | 燃料計量機据付       |             |
| 仕 様 書 番 号 | NQ-Z200007E   |             |

指定事項：次について、仕様書を補足する。

## 2.1 役務の内容

### a) 撤去及び据付

- 1) 既存燃料計量機を燃料計量機据付場所より撤去、残油の抜き取り及び処分
- 2) 撤去器材を官側の指定する場所に搬入
- 3) 新規燃料計量機（官給品）を燃料計量機据付場所に据付
- 4) 新規燃料計量機の下配管加工

### b) 電気設備

- 1) ブレーカー開閉作業
- 2) 既存燃料計量機の配線撤去
- 3) 新規燃料計量機の結線

### c) 消防法に基づく申請等

- 1) 危険物貯蔵所変更許可申請
- 2) 危険物貯蔵所完成検査申請
- 3) 危険物貯蔵所仮使用申請
- 4) その他、本役務に必要な申請等

## 2.2 据付器材

据付器材は、官給品とし、品名は、燃料計量機、可搬式、電動、三相、物品番号  
4930-161-7180-5、メーカー、（株）タツノ、ACST1111  
官給品の引渡しは、役務場所において実施

## 2.3 役務場所

沼田分屯地（北海道補給処沼田弾薬支処）

〒078-2222

北海道雨竜郡沼田町字沼田1142-1

電話番号（0164）35-1910 内線（240）

細部の据付場所は、官側の指定する場所とする。

|           |               |             |
|-----------|---------------|-------------|
| 調達要領指定書   | 発 簡 番 号       | 4 0 0 8     |
|           | 調 達 要 求 番 号   | 2MCQ1AK0014 |
|           | 調 達 要 求 年 月 日 | 令和5年3月3日    |
|           | 作 成 部 隊       | 装備計画部需品課    |
|           | 作 成 年 月 日     | 令和5年2月28日   |
| 品 名       | 燃料計量機据付       |             |
| 仕 様 書 番 号 | NQ-Z200007E   |             |

指定事項：次について、仕様書を補足する。

## 2.1 役務の内容

### a) 撤去及び据付

- 1) 既存燃料計量機を燃料計量機据付場所より撤去、残油の抜き取り及び処分
- 2) 撤去器材を官側の指定する場所に搬入
- 3) 新規燃料計量機（官給品）を燃料計量機据付場所に据付
- 4) 新規燃料計量機の下配管加工

### b) 電気設備

- 1) ブレーカー開閉作業
- 2) 既存燃料計量機の配線撤去
- 3) 新規燃料計量機の結線

### c) 消防法に基づく申請等

- 1) 危険物貯蔵所変更許可申請
- 2) 危険物貯蔵所完成検査申請
- 3) 危険物貯蔵所仮使用申請
- 4) その他、本役務に必要な申請等

## 2.2 据付器材

据付器材は、官給品とし、品名は、燃料計量機、可搬式、電動、単相、塩害対策用、物品番号4930-161-8638-5、メーカー、（株）タツノ、ACST11111塩害対策用

官給品の引渡しは、役務場所において実施

## 2.3 役務場所

白老駐屯地（北海道補給処白老弾薬支処）

〒059-0900

北海道白老郡白老町字白老782-1

電話番号（0144）82-2107 内線（370）

細部の据付場所は、官側の指定する場所とする。



|           |               |             |
|-----------|---------------|-------------|
| 調達要領指定書   | 発 簡 番 号       | 4 0 0 9     |
|           | 調 達 要 求 番 号   | 2MCQ1AK0015 |
|           | 調 達 要 求 年 月 日 | 令和5年3月3日    |
|           | 作 成 部 隊       | 装備計画部需品課    |
|           | 作 成 年 月 日     | 令和5年2月28日   |
| 品 名       | 燃料計量機据付       |             |
| 仕 様 書 番 号 | NQ-Z200007E   |             |

指定事項：次について、仕様書を補足する。

## 2.1 役務の内容

### a) 撤去及び据付

- 1) 既存燃料計量機を燃料計量機据付場所より撤去，残油の抜き取り及び処分
- 2) 撤去器材を官側の指定する場所に搬入
- 3) 新規燃料計量機（官給品）を燃料計量機据付場所に据付
- 4) 新規燃料計量機の下配管加工

### b) 電気設備

- 1) ブレーカー開閉作業
- 2) 既存燃料計量機の配線撤去
- 3) 新規燃料計量機の結線

### c) 消防法に基づく申請等

- 1) 危険物貯蔵所変更許可申請
- 2) 危険物貯蔵所完成検査申請
- 3) 危険物貯蔵所仮使用申請
- 4) その他，本役務に必要な申請等

## 2.2 据付器材

据付器材は，官給品とし，品名は，燃料計量機，可搬式，電動，単相，塩害対策用，物品番号4930-161-8638-5，メーカー，（株）タツノ，ACST11111塩害対策用

官給品の引渡しは，役務場所において実施

## 2.3 役務場所

釧路駐屯地（釧路駐屯地業務隊）

〒088-0604

北海道釧路郡釧路町字別保112番地

電話番号（0154）40-2011 内線（321）

細部の据付場所は，官側の指定する場所とする。

